

平成27年第2回波佐見町議会定例会会議録

平成27年第2回波佐見町議会定例会（第6日目）は、平成27年6月15日本町役場議場に招集された。

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	百武辰美	2番	中尾尊行
3番	石峰実	4番	古川千秋
5番	尾上和孝	6番	藤川法男
7番	今井泰照	8番	太田一彦
9番	松尾道代	10番	松添一道
11番	大久保進	12番	中村與弘
13番	松尾幸光	14番	川田保則

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 書記は次のとおりである。

議会事務局長 山田清書 記 樋口晶子

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	一瀬政太	副町長	松下幸人
総務課長	村川浩記	商工振興課長	前川芳徳
企画財政課長	楠本和弘	税務課長	岳邊忠彦
住民福祉課長	山口博道	健康推進課長	河野政幸
農林課長兼 農業委員会事務局長	朝長義之	建設課長	吉田耕治
水道課長	堀池浩	会計管理者兼 会計課長	諸隈三恵子
教育長	岩永聖哉	教育次長	平野英延
給食センター所長	中村和彦	総務課行政担当係長	林田孝行

5. 議事日程は次のとおりである。

- 日程第1 議案第40号 平成27年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）
追加日程第1 議案第40号 平成27年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）に対する
附帯決議について
- 日程第2 議案第41号 平成27年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第3 議案第42号 平成27年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第4 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第46号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 報告第1号 平成26年度波佐見町一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算
書
- 日程第12 報告第2号 平成26年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計歳出予算
繰越明許費繰越計算書
- 日程第13 閉会中の継続調査申出について
(総務文教委員会、産業厚生委員会、議会運営委員会)

午前10時 開議

○議長（川田保則君）

起立願います。皆さん、おはようございます。ただいまから平成27年第2回波佐見町議会
定例会第6日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第1 議案第40号

○議長（川田保則君）

日程第1. 議案第40号 平成27年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

それでは、議案第40号 平成27年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

平成27年度波佐見町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1億円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億5,200万円とするものでございます。

第2条、債務負担行為の変更についてですが、第2表債務負担行為補正によるものでございます。

第3条、地方債の追加及び変更については、第3表地方債補正によるものでございます。

今回の1号補正につきましては、国の予算成立や制度公表等のおくれに伴い、国・県との協議が未了で当初予算に計上できなかった補助事業等について、採択を受け、早急に執行を行う必要がある事業について計上しております。また、事務執行上、緊急に補正を行う必要がある事業について計上しております。さらに歴史文化交流館について、土地建物所有者等との間で購入に向け同意が見込まれますので、起債事業により財源確保の見込みであることから関係予算を計上しております。

なお、財源調整については前年度繰越金を計上しております。

4ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為の補正ですが、家屋評価システム、台帳管理検索システムリース料について、総額の減額とリース期間の延長による変更を行うものであります。

次のページをお願いいたします。

5ページにつきましては、第3表地方債の補正でございます。追加としまして、歴史文化交流館（仮称）ですが、整備事業の起債限度額として3,010万円を追加しております。変更

については、林道災害が発生したことから、農地等災害復旧事業について、330万円から210万円を増額し、540万円とするものでございます。

めくっていただいて、8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

13款、2項。国庫補助金につきましては、社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入事業について、事業ごとに増減がありましたので、全体で297万円を減額しております。

次のページをお願いします。9ページですね。

14款、2項。県補助金の2目。民生費補助金につきましては、制度改正、それから保育園の運営事業者等からの申請等によって、あわせて2,057万1,000円の増額を行っております。

5目。商工費補助金につきましては、事業主体への直接交付から町経由での交付に変更されたことによるものでございます。

10ページをお願いします。

18款、1項、1目。繰越金につきましては、前年度繰越金4,045万円を増額し、合計で7,044万5,000円としております。

11ページ、次のページですが、町債につきましては、先ほど第3表地方債の補正で説明したとおりでございます。

12ページをお願いいたします。12ページからは歳出になりますけれども、これにつきましては、各それぞれの担当課のほうから説明をいたしたいと思っております。

○議長（川田保則君）

総務課長。

○総務課長（村川浩記君）

補正予算書の12ページでございます。

13目。今回188万6,000円の減額をいたしておりますが、これはマイナンバー制度に係りますシステムの改修費でございますが、当初の予算で上げておりました事業費から減額をいたしておりますけれども、これは国の補助金絡みの補正でございます。当初は28年度で事業を完了させるという計画で計上をいたしておりましたけれども、国のほうの方針でございます。事業の中では幾分次年度、29年度にかかるような事業もあるということで、その分については29年度に補助金が交付されるという見込みになりましたので、応分の事業費を減額

をしたという経過でございます。

以上です。

○議長（川田保則君）

税務課長。

○税務課長（岳邊忠彦君）

補正予算の13ページをお願いします。

2款. 総務費、2項. 徴税費、2目. 賦課徴収費、23節. 奨学金利子及び割引料、金額は489万6,000円、税還付金の補正です。内容につきましては、グループホーム等の住宅用地の特例適用漏れということで、元本が388万円、還付金が101万5,100円、合計の489万6,000円です。個人さんが3名、法人が1社、合計4件。

以上です。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

14ページをお開きください。

2款、3項、1目の戸籍住民基本台帳費、18節. 備品購入費であります。29万2,000円増としておりますが、シュレッダー購入費としております。これは、これまで住民福祉課の中にありましたシュレッダーが故障しまして、使用不可となりましたので、新たに購入するものであります。

続きまして、15ページです。

3款、1項、2目の老人福祉費、19節. 負担金補助及び交付金の102万4,000円の増であります。これはねんりんピック実行委員会運営事業費負担金としておりますが、御存じかと思いますが、28年度、来年度に長崎県でねんりんピックの大会があります。波佐見町もインディアカ交流大会を開催するようにはしております、もう、ことしからその準備に入っているわけでございますけれども、6月1日に波佐見町の実行委員会を設立したわけでありまして、今後はねんりんピックに関する事務事業につきましては実行委員会で執行することになりますので、その運営事業費となる負担金を交付することにしております。

続きまして、3目の障害者福祉費の13. 委託料11万8,000円の減、19節. 負担金、補助及び交付金11万8,000円の増としておりますが、これは手話奉仕員の養成研修事業の予算の組

み替えであります。これにつきましては、社協のほうでこれまでこの養成研修をしておりましてけれども、地域生活支援事業の改正がありまして、27年度からは町が実施主体となることということで必須事業になりましたので、当初委託料として計上しておりましたけれども、社協の運営事業については全て福祉事業補助金の中で支出をしておりますので、それに合わせまして補助金に組み替えをしております。

続きまして、16ページをお開きください。

3款、2項、1目。児童福祉総務費、19節。負担金、補助及び交付金であります。2,998万3,000円の増であります。この内訳を申しますと、まず、幼稚園の長時間預かり保育運営事業費の補助金、700万の増としておりますが、これにつきましては、幼稚園における長時間預かり保育運営支援事業ですね。これが大体去年1年間の限定の事業でありましたけれども、そういうことで今年度は当初予算に組んでおりませんでした。4月に入りましてから、27年度も引き続きこの支援事業を継続するというので県のほうから連絡がありまして、急遽、その平成26年度の実績を参考に補正計上しております。

それから、放課後児童施設整備事業費補助金、1,628万5,000円の増であります。これにつきましては、波佐見東幼稚園が来年度から認定こども園を導入するというので、幼稚園へ保育園の子供たちが移行して人数が増加するということになります。これまで東幼稚園の空き部屋をこのげんきクラブということで放課後児童クラブのほうに充てて使用をしておりましたけれども、やっぱりそういった園児が増えるということから部屋が足らなくなったと。今までげんきクラブが使っていた部屋を保育園のほうで使用するということがあって、げんきクラブについては別に施設を新築するということになりましたものですから、この事業費を充てるようにしております。

それから、保育所等整備事業費補助金、669万8,000円でございます。これにつきましては、当初672万4,000円ということで予算計上しておりました。これは蓮池保育園のゼロ歳児から1歳児の部屋を改修するということからこの予算を計上しておったのですが、県の指導監査が1月にありまして、そのときにゼロ歳児の部屋の面積が不足しているという指摘があったそうでございます。そういうことから、保育室の壁を一部とりまして、乳児室を増築するという新たな計画が持ち上がってきたものですから、669万8,000円の予算増ということになっております。

以上でございます。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

めくっていただきまして19ページでございます。

7款、1項、2目の商工振興費でございますが、19節、負担金、700万の増でございます。これは歳入の部分で企画財政課長が御説明申し上げましたが、従来、県のほうから事業者であります波佐見焼振興会に直接交付されていた補助金が今年度から波佐見町経由になりました。波佐見町が町の補助金に県の補助金を上乗せして交付するような制度上の改正でございます。したがって、町は、上記の総合展示商談会出展事業補助金につきましては、当初6分の1の補助をしておりましたが、これに県の6分の4、要するに3分の2補助を加えまして、全体事業費の6分の5を補助することになりました。その分の増額でございます。

それから、中核人材育成支援事業につきましては、これは町が3分の1に県の3分の1をプラスしてまして、全体で3分の2の補助になります。それぞれ県の増額分について計上させていただいております。

それから、その下段の消費者行政推進費の備品購入費についてでございますが、近年高齢者に対する悪質な電話勧誘、あるいはオレオレ詐欺といいますが、そういったものがございまして、そういった方への、町内でも事件といいますが、発生が見受けられますので、そういう方に対する自動録音機能装置つきの備品を購入しまして、全体で30台ぐらい予定をいたしております。今後、民生委員さん等を通じながらモデル的に設置していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

20ページ、お願いします。

10款、2項、5目、中央小学校管理費の13節、委託料が、スクールバスの運行委託料の213万6,000円の増です。次に、南小学校管理費、同じくスクールバスの委託料、517万6,000円の増でございます。これは群馬県で24年度に事故が起きまして、これは通常の高速バスの事故なんですけれども、点検の不備のために事故が発生をいたしました。そういう国の規定

が安全管理をしっかりしなさいという規定の改定に伴いまして、バス運行のそういう規定もあわせて変更になっております。それから、特に営業所のバス点検をし、それから出発区まで回送で運行をするわけですが、その距離までこのバス運行に認めていいということになったものですから、どうしても、出発地から終点のところまでを今までやとったわけですが、回送距離部分まで対象になるものですから、ここを負担をしなければいけないということの増でございます。

次の21ページにつきましては文化財保護費でございますが、歴史文化交流館の建設に伴います費用で、12節. 役務費、手数料10万円、委託料が基本構想の策定業務委託料450万円、それから公有財産の購入費3,350万でございます。建設に伴います計画、構想の策定からの予算でございます。よろしく申し上げます。

○議長（川田保則君）

学校給食センター所長。

○給食センター所長（中村和彦君）

22ページをお開きください。

10款、6目. 学校給食共同調理場費、1目. 管理費、18節. 備品購入費でございます。説明の欄に食缶洗浄機購入費と上げております。平成12年4月から最新の設備を備えた現在の学校給食調理場、給食センターでございますが、供用を開始しております。施設のほかに設備についても新設されたものがありますが、食缶洗浄機につきましては、平成4年に設置したものを旧給食センターから移設し、現在まで使用しているものでございます。ここ数年、機器の経年からたび重なる不調が繰り返されております。その都度、調理員による手洗いで対応し、作業にも影響を与えております。また、ことしの4月にも水中ポンプが故障し、多額の修理費がかかっております。改めて洗浄機の点検を実施したところ、経年劣化に伴い不良箇所が多数あります。このままの使用では今後も多額の費用を要するおそれがありますので、購入をするために予算計上しました。

なお、計画的に機器の更新を計画しておりますけれども、平成28年度に予定をしておりましたが、ちょっと財源の確保ができるということで、今回の補正に計上したものでございます。金額は1,061万4,000円でございます。

以上です。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

11款、1項、2目、林道施設災害復旧費でございますが、これにつきましては、4月3日の集中豪雨によりまして、林道、場所は鬼木郷になるのですが、中尾の広域林道の入り口から約2.5キロほど川棚方面に行ったところが、幅、そして高さ10メートルぐらいの岩盤質の崩落がっております。これは従来、昭和57年にブロックネット工法で網を張っていたのですが、それがもう老朽化といいますか、退化をいたしまして、岩が崩落をしたというものでございます。今回新しく、ブロックネット工法じゃなくて、コンクリートの吹付工によります施工を予定いたしております。その分の予算を計上いたしております。路線は、林道虚空蔵線でございます。

それからちょっと戻っていただいて、18ページ、6款、2項、2目、林道維持費でございますが、これは通常分の林道の維持費として計上いたしておりますが、先ほど申し上げましたように、4月3日の豪雨によりまして町内林道の3カ所で土砂が崩落をいたしておりますので、その分の土砂の撤去費を計上させていただきます。以上です。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

21ページですね。10款、4項、2目の13節及び17節に係ることだと思っておりますが、ちょっと、先週水曜日の一般質問の中で非常に気になった言葉がありまして、この歴史文化交流館の用地、いわゆる古民家の購入ということで一般質問の中でやりとりがあったわけですが、その中で、この古民家がなかったならば建設はしていなかったという言葉があったと思います。しかし、今、教育委員会の分室の状況を考えた場合、ここの古民家の購入があろうとなかろうと、どうするかということをもっとちゃんとしとかんばいかんやったと思うんですね。それはどうなったのかということですね。

また、今回の購入、あるいは計画が不調に終わった場合、どうするのかというものをしっかりとしたものが一方でないといけないのではないかと思うんですけども、その辺の考え方を町長からお聞きしたいんですけども、その辺を含めてお答えいただきたいと思っております。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

古民家がなかったら、やはり進めなかったでしょうね。そして、当然、今の教育委員会の分室は、しなければならぬと思いつつ、ずるずると、やっぱり跡地を見つけることも現段階ではできていなかったわけですね。だから、しなければならぬけれども、そこに至る、例えば財源にしる、そして、また場所にしる、相当探して適切どころが見当たらないというような状況で、そういう状況であれば、やはりちょっと、一旦棚上げして、そして時期を見て、やはりいい適地があったりとか、いい制度があったりとかというようなときまでは待たないかなというような状況じゃなかったかというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

太田議員。

○8番（太田一彦君）

今回のその、いろいろこう全協を通じて詳しく現段階までの説明はいただきました。今のお話を聞いた場合、ちょっと言えば、もしこれがなかった場合、一切発生しない予算になるわけですね、今回のこの予算というのが。その時期が来るまで待つという方法も、やっぱり比較検討の中に入ってこなきゃいけないじゃないのかなと私は思うんですね。もともとわかりにくい説明だなというのが常にありまして、これを住民の方に説明するときにも非常に難しい説明になるんじゃないかなと。

比較対象をしたときに、その第1案、第2案、第3案と、こうありました。当然今回の計画よりも半分で済みますよというような金額が載っているわけですが、けれども、そのほかにも本当はあるんじゃないかなと。検討する時間が非常に短かったんじゃないのかな。拙速過ぎたんじゃないのかなという、そういう気持ちが非常にいたしますし。

今、波佐見町は非常にいろいろな形で、マスコミや、いろいろな話題性を呼んで、非常に交流人口が増えているというのがありますが、一方で、財源的にはそんなにいいわけではないわけですから、非常に厳しい状況の中でやっているわけですから、そういうことが、今、人がいっぱい来ているから、こういうことを今やろうという機運にはなるかもしれないんですけども、答弁の中でもあったように、やりとりの中であったように、将来のやっぱり過度な負担という形になるのは非常に怖いなというのがあります。これはやっぱり不安として

残りますよね。というのが、やはり木造建築というのはずっと手を入れていかないといけないというのがあって、いろいろな建物を見ても相当手を入れられています。よその建物を見てもですね。ですから、将来的に非常に負担がかかってくるようなところは、やっぱりこれは否めないわけですよ。なかなか、やっぱりそのところを払拭できない。実際、何十年かたった建物という木造建築というのは、手を入れていったら相当かかります。そういう部分がいまいち腑に落ちないといいますか、今判断するのに非常に難しいのではないかなと。ちょっと計画的に拙速ではないかなというのが私の中では非常にありますし、住民の方とも話してみても、何で今それを買うのかという部分も否めないと思います。

ちょっとやっぱり検討材料が資料不足だと思いますし、比較検討する部分について、もともともこういうものがありましたよというのはみんながわかっているんですけども、計画が今言われたように棚上げにする状態だったという話ですので、みんな知らなかったわけですね。ですから、分室にしても、一時保管場所というのをもう本当はちゃんと設けておかなければいけない状況じゃないのかなと私は思うんですね。

ですから、今回の購入については甚だ、ちょっと拙速過ぎるんじゃないかなというのが今もってそう思っておりますし、もう少し時間が、もう少しというか、どれぐらい時間が必要なのかわかりませけども、機が熟していないんじゃないのかなというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

議員おっしゃるように、財政はそう裕福ではありません。大変厳しい状況です。しかし、今来ているからじゃなくして、やはり波佐見町の観光交流をずっと継続的に増やしていくためには、波佐見町の歴史文化、このことをやはり町民も知り、そして、なおかつおいでになった方々にも知らしめていって、ああ、波佐見にはこんな歴史があって、こういう人物がおって、こういうことがあってやってきたのかというようなことを知らせていかないと、施設だけがあっても、とても観光の交流人口の増にはつながらないんじゃないかなというふうに思っております。

それと同時に、拙速であったというのは、これはもうやっぱり、ある面では相手の状況があります。非常に体調、健康的にも厳しい状況があって、そうした、この機会を逃したら、なかなか取得することが非常に厳しくなるんじゃないかなというような、そういうこともあ

りましたし、担保設定者のほうもやはり早い時期にというような思いもあったし、我々としても、この機会にやはり今まで棚上げして、いつになるかわからないような状況であったけれども、このことについては、やはり今がそのときではないかなというふうに総合的に考えて、この歴史文化資料館の施設を整備するという。そのためには取得をするということは絶対大事だなというふうな思いをいたしております。

一部には、そういうことで、なぜ古い古民家というふうにおっしゃる方もいますけども、やはり、今そこをとらないと、これだけの立地条件、そして敷地と建物と両方を活用できるというとは、もう願ったりかなったりじゃないかというような声はほとんど聞きます。なしで買うとかという反対の方は、私の耳にはまだ1回も入ってきておりません。

だから、そういう面では十分対応できていくだろうというふうに思っておりますし、また、それは心配をすれば切りがありません。改修はですね。だから、ある面では専門的な形の中で、それは必要なものは今の段階でされる分はしていきましょうし、そのことも最少で最大の効果の上がるような、それぞれの道の専門家の方に委ねていかざるを得ないんじゃないかなというふうに思っておりますし、そう大きく心配をかけるような。それは心配をすれば切りがありませんけれども、私たちはそんなあれは思っておりません。

交渉は、不調に終わった場合ということがありますけれども、それは僕らにすれば、交渉が合意に至るという可能性が大であるということでこういう提案をしたところでございまして、ぜひこの交渉は成立をさせたいなというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

大久保議員。

○11番（大久保 進君）

関連ですが、先ほど太田議員が言われますように、私たちも、この件についての購入とか云々は別として、町長の答弁がやはり考えていなかったという発言があったんですよ。そこから付近で、皆さん、我々も降って湧いたようなこの一つの案件があったというような一つの危惧をしているわけです。

そこで、やはり教育委員会からは分室が危ないんだと。やはり今でも崩れそうになっているんだというような発言があっています。そういうことで、やはり我々もその分室は20年ぐらいいもうなるのかなと思いますが、そのまま今、分室として使っている。そこを今まで以上に、計画的にやはり考えていたんだと。やはりそういうことがずっと考えていたんだとい

うような話があつていれば、これは我々も一つの事件としては、やはり交渉事というのは降つて湧いてきます。

そういうことがあります、これも一つの、やはり発言というものが一つの我々にひつかかってきますので、そこら付近が私自身も、ちょっと町長の発言が降つて湧いたような発言だったのかなというふうに考えますので、そこら付近を、やはり答弁をされるときに、私も少し、ちょっと考えていただければよかつたかなと思っております。そこら付近のところを、町長の御判断を。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

もちろん歴史文化資料館はつくらばとか、整備をしなきゃいけないという気持ちはたくさんあつたわけですが、実際言つて、そのような形でつくるとなつた場合には、やはり膨大な金が要るわけですね。議員の皆さん方も視察をされたことと思います。それはやっぱり歴史文化資料館というのは必要だということはみんな共有できているということですね。しかし、この件が、古民家がこういうことで、こういう事業で、こういう状況で手に入るといふところまではいつなのかなと。つくりたいけどいつなのかなと。やっぱり見つけても、今の段階でやるには、土地の1,000坪か、そのぐらいの土地と、そして立地条件と、そういうことを考えたときには、今の財政とかそういう状況の中ではとても無理だなと。そして、ある面では分室の状況も、あそこも壊して何とかせんばいかんねと思ひながら踏み切り切れなかつたわけですね。

このような話があつて、そしてやはりずっと専門家の話を聞いたりしたら、非常に有効な活用ができるじゃないかと。そして、東地区の活性化にもつながっていくんじゃないかというふうな中で、この機を逃したらだめじゃないかなというふうな、そういう思いで取り組んできたところですよ。そして、やっぱり皆さんに5月、なかなか、その5月十二、三日にやつと双方の三者の合意形成ができたということで、皆さんに公開をしたと。

だから、途中では、だから議長、副議長、ちょっとだけ見とってくださいと。どうなるかわかりませんがともというような形の中で打診はしておつたところでございます。そして、そういう合意形成ができないと、ちょっと公表できなかつたということ。そういう状況も御理解をいただきたいなというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

先ほどから、議員さんの中に全く計画もなかったのではないかというお話がございましたけれども、確定的な計画というのは、いつつくるよと、予算はこれだけあるよというものは、今、町長が申しましたように確定的なものはございませんでした。今の町の財政を見て、七、八歩という建設をするにはなかなか難しい状況があります。しかし、これは全く無のものにしてはだめだということで、振興計画の中には条件つきで、いわゆる補助的なものが見つかれば進めようじゃないかと。しかし、不確定だけれども、計画としてだけは進めようじゃないかということで、計画は進行計画ですつと行ってきたわけでございます。

今回このようなお話が急にあって、我々としては早く分室的なものを、今の状況でありますから、新しいものに持っていきたい。それと同時に資料館的なものが一緒にできればありがたいと、願ってもないことだというふうなことで今回のお話があったわけで。見方によっては、その日本的なもの、あるいはきちんとした資料館的な、洋的なもの、そのどっちをつくればいいかというのがあるかもしれませんが、今の古民家を利用して、一般質問の答弁でも申しましたとおり、やはり日本の家屋の中に波佐見の焼き物なら焼き物、あるいは他の文化をうまくマッチさせて、そして波佐見らしい、そういう交流館を、資料館、交流館をつくっていく、そういう最適の時期ではないかと我々も考えました。それで、やはりこの計画のほうに教育委員会としても進めていただきたいというようなことを思ったわけでございます。

繰り返しますけれども、今の分室の移転と、それから、皆さんが望んでおられる文化資料館のそういう建設というもの、これを機会にできるということは、教育委員会としては機を逃してはいけないというふうなことで、このお話を進めるに荷担をしたというふうなことでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

関連なんですけど、全協の折、2月の16日ですか。そういう昭和金属のお話の後にこうい

う話がありました。そのときは、皆さん、茫然として質問もなかったものですから、5月15日にもう一度町長から説明をいただきまして、そこで、当然ながら私もその内容として、ちょっと拙速過ぎるんじゃないかという話をしたんですけど。

ただ、そこで私たちは何の資料も持ち合わせていないで、そして場所はわかる。しかし、中身もわからないで、こういう方針でいきますよということで、当然ながらその計画を立てていられると思いますけど、私たちが1回も見ることがありませんから、どう答えていいかわからないと言ったとき、じゃあ、近いうちに見てくださいということで、もう6月議会の直前でしたので、さまざま時間の調整をつかって19日に見たんですけど。

こういうことをばたばたという感じがするんですけど、やはりいつも町長はおっしゃいます。議会と行政は一体となって両輪で行くんだということも常々おっしゃいます。ただ、ここを見れば、やはり私たちも賛成していいか、反対していいか、ちょっとその材料もないし、そこらあたりが非常に皆さんの不信をあおいだんじゃないかと思っておりますけど、そこら辺も、やはり今後公表される最低の限度はしていただいて話を煮詰めないと、なかなかやっぱり、理由は今おっしゃったとおり、教育長もおっしゃったとおり。それはもう、そうと思っております。しかし、やっぱりその手順、進め方がどうもこう、本当に、あら、あら、あらという間に来たということで、やはり私たちのその賛成、反対を言えるベースまでやはり持ってきていただかないとなかなか難しいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

前にもお話をしましたように、やはりある面では合意形成がならないと、なかなかこの一方的な私たちの思いだけで、皆さんにこうしております、詳しく見てくださいというのは、なかなか、ちょっと言えばまだ住んでいらっしゃる、そういう中で、その2月、あれからずっとそういうふうな形の中で、早くそういうことを進めてほしいということで、抵当権を持っていらっしゃる方々に、それから御本人も。ところが、なかなか先さん進まない。そして、また、御本人さんも体調よかったとばってん、もう1月ぐらい前からちょっと介護の度数が上がって、ちょっとなかなか一人で判断できるような、そういう状況になりつつあるわけですね。

だけんが、ある面でここまで来た時点において皆さんによく理解してもらうように、現場

を見てくださいと。そして、この敷地の広さ、改修の仕方、いろいろなことも研究をしてい
かないかんだろうし。しかし、ある面では、基本的な考え方、全部、教育委員会にしても私
たちも持っているわけですが、今度は場所が変わると、その基本的に、具体的な実施
の戦略といたしますか、方向が変わってくるわけですね。

だから、今回はそういう形の中で、一番、敷地も立地条件もいいし、そして、そういうふ
うな形の中で、波佐見らしい歴史文化資料館ができるぞというような思いでこれを進めてき
たところでございます。

どこでというか、何も判断できない状況の中でやるということが、結局この事業をあれす
ると、相当また時間のかかることになりかねないという、その不安感はあります、いっぱい。
だから、ある面ではこういう状況に今の段階で結論を得るということになれば、やはりある
面では、ある程度の期間があれば、3カ月、4カ月あれば、取得ができるんじゃないかなど
いうふうに思っておりますが、次の、もしできなかった場合はどのくらいなのか、ちょっと
不透明だというような状況ではないかなというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

松尾道代議員。

○9番（松尾道代君）

町長の思いも強いので、特別に反対する気持ちはありませんけど、古民家でありますので、
40年前建設に携わった方もまだいらっしゃるはずと思うんですよ。その方々もほとんど知ら
れないまま、一般の町民の方に知らせるといのは、それはもちろん無理なんでしょうけど、
建設関係の方も余り知られないままにここまで、事業費にしても、補修改修費までも、一応
数字が出ている。やはり建設に携わった人、あるいは町内の建設会社の人のお知恵ですか。
その改修に当たってはいいアイデアももちろん持っていらっしゃる方も多いと思いますので、
誰に建設をさせようというのではなくて、町内の建設関係の方の御意見も聞いたり、そうい
うふうなことが多分まだなされていないと思いますので、そういうことも含めて、少し、私
たちは専門ではありませんので、そこらあたりもわからないけど、建設関係の人もやっぱり
びっくりした人も何人かいらっしゃいました。

それで、それは拙速だというふうなお考えもその方はありましたけど、そのあたりの説
明関係、それをちょっとお知らせください。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

結局、ある面で調べる場合には、内々に、まだその時期においても調べてもらわんばやったわけですね。そして、そういう古民家の改修で非常に実績のあって、そういうふうなところ、長崎とか、福岡あたりにもいらっしゃる。だから、ある面では内々の中で進めていかんばいかんと。そういう面では、概略ではありますけれども、やっぱりその行動をしていただいた方々に、やっぱりその行動をしていただく方々もいろいろなあれの中から選ばれた人なんですよね。だから、古民家とか、そういうことについての改修は、何をどこを見れば、特にこういうところってポイントは全部わかっていらっしゃるというふうに思っております。やはり建設になされた方もいらっしゃいますでしょうけども、そういう方は新しいものをつくる、新築のものには非常にたけていらっしゃるだろうというふうに思っておりますが、その方あたりとも、そういう決定をすれば、見ていただいて、そして、どこにどう気をつければいいのか、そういうことはできるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

古川議員。

○4番（古川千秋君）

3点ほど、ちょっと質問をしたいと思います。ページは、21ページの3目の文化財保護費で、13節の委託料と17節の公有財産購入費の件であります。

まず、当初予算に掲げてあります歴史文化交流館の建設検討委員会委員報酬、8万上がっております。これは当初予算に上がっているときには、これは現在の古陶磁あたりを含めて、そういうふうなものの商品、資料をある程度鑑定といいますか、そういうふうなものを専門家の方に見ていただくための、5人の方に見ていただいて、3回程度ですかね、を予算計上をされております。

今回の委託料につきましては、基本構想策定でありますけれども、この基本構想策定をつくるに当たっても、当然専門家の方も入られるでしょうし、私も質問等でいたしましたけれども、町内の方々、町民の方々の意見等も当然聞かれて検討委員会あたりもされると思うんですけれども。この450万の中には、当然ある程度、コンサルならコンサルという、委託料ですので、どこかに委託をされている。そこからそういう委員の方々に対する報酬は払われ

るということにこれは理解しているのか。この基本構想策定の中には、当然漠然としたものの基本構想ですのであると思います。当然、次の段階は基本設計ちゅうことに行くのが手順になっていくんですけども、今の段階では実施設計ということになっております。ということであれば、この段階で町民の方々のやはり御意見等を幅広く聞いておくと。どういう機能の施設にしていくのかとか、そういうふうなものが必要だろうと私は思っております。

それと、公有財産で、今回は用地建物購入費3,350万となっておりますが、条例等によりますと、大体700万以上ということになっております。大体、土地建物、この3,300万の、3,350万、これは税制上の特別措置があるのかどうか。公有財産ですので、公払法なり、租税特別措置法の中で、いろいろな何か措置が可能になってくるのかどうか、お教えいただきたいと思っております。

それから、建物と土地が3,350万が幾らに、幾らと幾らになるのかですね。といいますのは、条例では5,000平米以上でないと土地としては次の契約の段階で議会に付する案件にならないんですね。あくまでもここの分離ができているのかどうかですね。土地と用地の3,300万の内訳、その辺をわかっていればお教えいただきたいと思っております。

というのは、以前、全協の中で説明があったときに、副町長としては、予算が通れば7月に臨時議会を開いて、契約の議会の議決をしたいと、してもらいたいというふうなことでありましたので、そういうふうな条例上の問題をちょっとお尋ねしたいと思っております。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

第1番目の基本構想策定の450万の計上でございますが、説明の中でも、恐らく今後においては基本設計、実施設計へと進んでいくわけですが、あくまでも通そうということで、整備の方向性、それから、実施設計のための基礎資料作成というところで今回構想策定を進めていくということで考えています。今おっしゃった実施設計というところまでは、まだ当然至らないわけでございます。御理解いただきたい。

もう一つ、策定委員会を、当然委員を選定をしながら進めていくわけですが、町長も言いますように専門家の方を入れたり、そういった古民家改修の設計経験者があるところの知恵をいただくとか、それから、一般質問でもありました、広く町民の方の意見を聞くとか、そういった御意見も参考にしながら今後進めていこうかということで考えております。

○議長（川田保則君）

財政管財係長。

○企画財政課財政管財係長（福田博治君）

次に、公有財産の購入費について、内訳、または税の控除についてという質問についてお答えをいたします。

今回の土地建物の所有者は2名の方でございます。現時点で契約書の案を提示しておりますが、まず、1名の方については土地と建物、もう一人の方が土地のみの内容でございます。今回の提示価格でございますが、一人目、土地、建物を所有している方については2,932万9,250円、もう一人の方が417万750円、合計の3,350万ということで提示をいたしております。

次に税の、済みません、その前に議決の件でございますが、今回は不動産の取得であります。議員さんの御指摘のとおり、土地のみについては免責要件があるわけでございますが、今回は土地建物が一体になっておりますので、土地建物一体となって議案のほうで仮契約をやって、本契約時に分割をしたいということで現時点では考えております。

次に、税制上の控除の関係でございますが、今回、自宅を、自分が住んでいた土地を売却されるということで、譲渡所得の特例をされます。税務署等に確認したところ、3,000万以下であれば税が免除されるということでございますので、ともに3,000万以下でございますので、現時点では税がかからないものだということで判断し、御説明をしているところでございます。ただし、直接関係ございませんが、介護保険料とか保険料については、この控除には関係なくされるところでございますので、これについても御本人さんには十分説明をしたところでございます。

以上です。

○議長（川田保則君）

古川議員。

○4番（古川千秋君）

先ほどの13節の委託料ですけれども、450万の中に、そうしたら委員の方々の報酬も含まれているよというふうなことでいいわけですね。

それと、先ほど、今、公有財産購入がありましたけれども、この2,930万と417万の、それぞれ二人の方と契約するということですが、あくまでも用地と建物の価格の分離というのは、明記はもうされない。一体的なものとしての売買契約をされるということで、譲渡

所得の管理で3,000万以下というのは、これはもう土地と建物の分離はしなくていいわけですかね。

○議長（川田保則君）

財政管財係長。

○企画財政課財政管財係長（福田博治君）

予算費目について、教育委員会の費目に上がっておりますが、この委託料の積算等々については、こちらもお手伝いしたことでございますので、私のほうから御説明をしたいと思えます。

委員さんの報酬等には、これには含まれておりません。ですので、現時点の中でやっていただくというのが基本でございますが、内容を今から精査をされるということでございましたので、その辺は今後、補正等々で対応していただくかなということで思っております。

次、2点目の土地建物の分離でございますが、積算の根拠としては、土地と建物の分離は内訳としては当然でございます。ただ、今回はやはり土地建物一体となって公表しますので、契約書等々で特段明示をするわけではございません。

以上です。

○議長（川田保則君）

450万は。

財政管財係長。

○企画財政課財政管財係長（福田博治君）

確認になります。譲渡所得の件でございますが、自宅を売られた場合は、3,000万未満は譲渡所得がかからないという認識で話を進めています。

以上です。

○議長（川田保則君）

古川議員、いいですか。

古川議員。

○4番（古川千秋君）

今の係長の説明では、建物と用地の分の価格はわかっているんだと、分離できるんだというふうなことでありますので、契約上の中には、当然そういうふうな文言で入るのかなと感じいたしますけれども、内訳が当然どんぶり勘定で幾らというふうなことでなくて、土地が

幾らで、何坪で、価格が幾らって、ある程度されて幾らということでしょうから、当然内訳の中には、契約上の中には出てくると思うんですけども、それはあれですかね。今後はっきりしないって、はっきりはしているんでしょうけれども、出される時点において、数字的に出される計画はあるんですかね。

○議長（川田保則君）

財政管財係長。

○企画財政課財政管財係長（福田博治君）

先ほどの説明のとおり、契約書の中には全体額で御提示をしております。かつ財産の目録の中には当然土地建物の所在、構造、面積等々を書いているわけですが、交渉の中で金額を決めた経過もございますので、詳細な内訳については、現在、御提示している契約書には明示をしております。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

質疑の途中ですが、しばらく休憩します。11時15分より再開します。

午前11時1分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。質疑はありませんか。

松尾道代議員。

○9番（松尾道代君）

済みません、お先に失礼します。

この事業は、今年度と来年度で大きな事業が終わるようになっていきます。およそ3億円を見込まれておりますけど、完成後、一般公開となっていくでしょうけど、管理の方法、運営の方法、これは今からだとは思いますが、現在の段階でどうお考えかをお尋ねします。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

具体的にまだどうこうとは決まっておられませんけども、恐らく今の分室が危険である建物で、その分室の職員がそこに常駐をしながら対応していくということは考えております。

○議長（川田保則君）

松尾議員。

○9番（松尾道代君）

ほかの資料館等、よそのでも言われておりますけど、やはり特別展を打たないとなかなか集客できないということがよく言われるんです。常設展だけでは本当に少ないそうです。ですから、そういう運営の方法等のプロといえますか、そういうふうな方を充てないと、なかなかうまくいかないのではないかと思いますけど、そのあたりのことはどうお考えでしょう。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

今の、先日の一般質問でも答弁をしたとおりでございますが、やはり常設展をしながら企画展、季節展とか、そういうような人たちの企画運営とか、そういうふうなことも取り入れていいんじゃないかなと。僕は決めつけるわけじゃないですけども、柔軟に検討委員会の中で十分あらゆる角度から検討されて、そして一つのそういう企画案が出たりする中で、やはりやっている中で、また改良、改善していいんじゃないかなと。そういう意見は議員さんからも我々からも、気づいた点はやっぱり言って、決まったとおりじゃなくして、一応、しかし、きちんとそういう基本計画、企画計画等はしていただいて取り組んでいければというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

尾上議員。

○5番（尾上和孝君）

15ページをお願いします。これの民生費の中で、19節になります。この負担金、補助及び交付金の中に、今回ねりんピックの実行委員会の運営事業費がございます。ちょっとねりんピックの説明というか、この前、パンフレット自体はもっていたのですが、これが今後、町民のほうにどういった方法で周知を進められるのかということと、それと、この委員の構成、ここあたりを今後どういったことで、方法で考えていらっしゃるのか。それと、何年か前から地区のほうでも、よく、このインディアカを競技をちょっと進めてきた経緯もご

ざいますが、これはこの28年度のこのインディアカを見越してなさっていたのか、そこも含めてお願いいたします。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

ねりんピックについての御質問でございます。28年度、来年度に長崎県大会が開催されるということで、もう御存じかと思えますけれども、波佐見町としてはインディアカの交流大会を招致したわけでございます。この大会に向けて、本年度から、もう既に実行委員会を立ち上げ、今月の28日の日曜日にはリハーサル大会もするようにしております。これにつきましては、広報等でも住民の皆さんには周知をしておりますけれども。

委員の構成でございますけれども、6月1日の実行委員会を済ませたところでありまして、委員さんは21名だったですかね。ちょっと今、手元に資料を持ち合わせておりませんので、はっきりお答えがちょっとできないところがありますけれども、21名か22名の委員構成でございます。この委員さんの中には、町長、副町長はじめ、波佐見焼振興会の会長さんだとか、いろいろ各団体の代表の方に集まっています。そのときに事業の説明をしまして、今後やっぱり全国各地から選手団が集まってくるので、運営自体に支障がないように私たちも万全を期していきたいなと思っておりますし、やはり受け入れる町として、町民総ぐるみといいますか、町民の皆さんにも来ていただいた方にもてなしをし、そして、来てよかったと思っていただけるようなすばらしい大会にしていきたいというふうに考えております。また、今後も引き続き、住民の方々に対しては広報を、PRを強化していきまして、町民みんな、町民全員で盛り上げていきたいというふうには思っております。

済みません、最後の1点はもう一度お聞かせいただければ。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

2番目の質問のインディアカ大会がこの28年に向けて開催してきたのかという御質問だったと思いますが、軽スポーツの普及ということで、十数年来、インディアカ大会を開催したところでございます。当然、健康体力づくりを目的とした大会をしてきたところです。

○議長（川田保則君）

尾上議員。

○5番（尾上和孝君）

大体わかりました。それで、一つ、要望なんですけど、ぜひとも波佐見町のほうに宿泊していただけるように、御案内も含めてお願いしたいと思います。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

波佐見町にホテルが二つできましたので、このホテルを御利用いただくようお願いしたいと思いますが、県の実行委員会が、宿泊、輸送の事務はとるようになっておりますが、私たちの波佐見町からもホテルを紹介しまして、試合の申し込み等がありましたら、ぜひこちらのほうに宿泊いただくようお願いをしてみたいと思います。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

まず、16ページの放課後児童クラブの施設整備事業の補助金なんですけれども、確かにその放課後児童クラブの運営については偏りがあるといったことで、かなり今までもその解消が望まれていたわけなんですけれども。この東幼稚園のげんきクラブの改修についてのこの1,600万円というのは、規模がどのくらいで、定数がどれくらいなのかということと、それから、先ほど説明には東幼稚園が認定こども園に移行することなんですけれども、こちらについて、時期と、認定こども園になった場合の助成金といいますか、運営費等の関係はどうなるのかをお知らせいただきたいと思います。

それから、21ページの、さっきからかなりあるわけなんですけれども、どうも私はこの歴史文化交流館というものが、名前が余り先に走っている感じがして、私としては、前も教育長も全協でも御説明されたように、分室を移転改築して、まずその充実を図って、その整備とあわせてその歴史資料館をつくるんだといった考え方が私としては強かったものですから、それならば早くその分室を整備をして、埋蔵文化センターとしても機能を発揮しますので、そのあたりについては反対する理由はないなと思っているんですけれども、なかなか、さっきの町長の答弁でも歴史文化のほうが先行してしまったというような感じがしているわ

けですけれども、このあたりについて、基本的には、まずその分室の機能を移すんだといったことのあるのかどうかですね。どっちが先なのかというのをお尋ねしたいと思う。

○議長（川田保則君）

町長。

○町長（一瀬政太君）

当然、分室の移転先としても一番適地じゃないかなというふうに思ったわけですね。やはり、あそこを解体してあそこにつくるというより、また非常に離れたりなしたりするし、あとの使い方はいろいろな検討委員会とか、そういう中で、皆さんたちの意見も聞きながら有効に活用されればというふうに思っておりますので。歴史資料館も、分室の解体移転のほうも同時進行というような形に捉えていただければと思います。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

御存じのとおり、分室の機能ですけれども、ただ単にあそこに事務所があるというだけでなく、出土したものをあそこで研究し、保存をするということもありますし、あるいは収納品の保管というのもございます。それに交流館というふうなものがあり、それに展示スペースというのがプラスされてくるわけで、短絡的に分室を移転するというと、何ら進展性もない。危険な建物から移転するという、単なる移動するだけのものになりますけれども、我々が考えておるのは、せつかく移動するのであれば、そういう分室の機能と展示資料、展示スペースというふうなものが完備されたものを次にはつくろうというふうなことで進めておりますので、簡単にいかないということで、今回そのようなスペースを兼ねることの可能な建物が見つかったというふうなことでございます。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

まず、先ほど、尾上議員さんの質問で、私、ねんりんピックの委員構成を21名から22名というふうに言っておりましたが、正確には25名の誤りでした。申しわけございません。

それから、石峰議員さんの御質問でございます、放課後児童施設の整備事業費、これの事業規模がどれくらいになっているかということですが、総事業費が3,405万2,400円でありま

して、この補助金の基準上限額というのがありまして、これが大体72%程度の2,442万7,000円でございます。このうち9分の6、国、県、町、それぞれ9分の2ずつの負担ということで1,628万5,000円を補助するようしております。9分の3は施主、いわゆるその東幼稚園さんが負担する金額でございます。

それから、認定こども園になった場合の導入時期、それから定数、運営費につきましては、申しわけございません、今ちょっと手元に資料がなくてお答えできませんので、確認してからまた後でお答えしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

○議長（川田保則君）

石峰議員。

○3番（石峰 実君）

先ほど質問した、定数とか、その施設の規模をお知らせいただきたいと。

それから、21ページの関連なんですけれども、確かに基本的な感じとして、おっしゃったように、埋蔵文化財センターと、あるいはその展示するわけですから、作業の工程を見せると、そういったこともいいと思います。それから、これはもう新聞に載って、皆さん、御存じですので、やっぱり焼き物だけでなく、例えば湯無田地区であったりすれば、やっぱり有名な金山の歴史があるわけですから、そういったものも広くですね。あんまり焼き物だけが固執したような説明があるもんですから、そういった歴史的な資料館とするということであればつくられるんじゃないかと思えますし、その事業が、交流館が拙速だということであれば、まず分室を整備して、ずっと年次的に、ちょっとおくれでも、歴史資料館は後でもいいじゃないかというような。当然、ディスプレイとかなんとか、結構金もかかりますので、そういったものも今後構想検討委員会の中で議論をしていただければと思います。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

その展示内容につきましては、一般質問のときにもお答えしましたように、それぞれの既存の今、資料館等がありますので、そこは現存としながらも、そういうところからのものを総合的に展示して、軽重はあるにしろ、展示して、波佐見らしいそういうふうなものの文化というふうなものを発信する場という形で展示をしたいと思えますので、今、石峰議員がおっしゃったような、いろいろな波佐見を特定する、そういう品物につきましても、当然展

示をしながら、文化の発信というふうなことは考えております。

○議長（川田保則君）

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

この放課後児童施設整備事業の施設の規模、それから定数等々ですね。済みません、手元に今、資料がありませんので、これは調べてからまた御報告します。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

19ページの2目。商工振興費の19節ですね。この中核人材育成支援事業というのは、3月の議会でも出たんですけれども、現在までの進捗状況と、今後どのような形で進めていかれるのか、お願いいたします。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

現在この中核人材育成支援事業につきましては、県、それからも波佐見焼振興会、それから当然町も入りますが、こういった構成によりまして、まずキックオフ会議を始めました。それから、早速ですけれども、本日付で、ある情報を発信をしまして募集に入ったと。ことしにつきましては、特に生地業の後継者で3名を募集するというので、それぞれ業界内の打ち合わせができましたので、その方向に沿って進めていきたいというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

中尾議員。

○2番（中尾尊行君）

話は変わるんですけれども、14ページの18節ですか、備品購入費で、新規購入したとおっしゃったんですけれども、この備品の購入というか、新規に決められるのはどういう形で、誰がどういう形で決められるかで、就業なさってからされるのか、購入をですね。そこを、全体のことでしょうけれども、備品についてお願いします。

○議長（川田保則君）

財政管財係長。

○企画財政課財政管財係長（福田博治君）

備品の購入、特に予算に上がってないものについては、当然、物が壊れたとか、不調だということは財政のほうに御報告をしていただくようなシステムをつくっております。その中で修理ができるか、または、経年でこれは修理しても一緒だなということになると、補正に上げて議決をいただいた後に購入するようにしております。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

百武議員。

○1番（百武辰美君）

21ページ、歴史文化交流館に関してですが、購入されようとする土地建物は、昭和40年代に大きな窯元がたくさんあって、昼夜人口も多くて、非常ににぎやかな場所で、そういうところに陶磁器を中心とした歴史文化交流館を建設されるのはそれなりに重要な意味があるのかなというふうに理解して、大いに進めていただきたいなという考えであります。また、東地区の発展でも、井石から湯無田、永尾、三股という動線、あるいは中尾という動線を考えても、非常に重要な施設となるというようなことで、大いに期待をしているところでございます。

ただ、これからの進め方について、若干、今までの説明によると、来年実施設計、それから再来年改修というタイムスケジュールをお聞きしたところでちょっと気になるのは、施設をつくるときに、やっぱり最近、地方自治とか地方分権、それから住民の参画ということを考えますと、ちょっと時間がもう少し余裕を持っていただきたいなというのがあります。というのは、用地を購入して、来年実施設計となりますと、もう1年ぐらいもないんですよね。その間にやっぱり、まだ、いまだに地元の方は建てるという情報すらない状態で、そうしないと、やっぱりある程度、情報を上げて、自分たちの地域を、その施設が来ることでどうつくり直すかという考え方もあろうかと思えます。

最近地元の若い子としゃべる機会があるのですが、湯無田地区のまち歩きもそろそろ考えていい時代じゃないかとかいう話も出ていますので、その辺の時間的余裕はもう少し考えら

れたほうがいいのかなどという気もしますが、その辺の今後のタイムスケジュールについて、その2年間ががちがちなのか。また、もう少し状況を見て余裕があるのか。その辺をお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（川田保則君）

教育長。

○教育長（岩永聖哉君）

おっしゃるとおりでございます。ですから、今もいろいろな方から御意見が出ておられて、早急過ぎるんじゃないかというふうな御意見も伺っておりますし、我々としても、これはもし決まりましたならば、教育委員会のほうが進めてまいりますけれども、ただ、そのタイムスケジュールにつきましても性急にとは考えておりません。やはり早くできるに超したことはありませんけれども、功を急いで納得のいかないようなものをつくるよりも、ある程度時間かけてというふうなことで考えておりますので、今後構想の中でもそういう意見は戦われると思いますので、十分検討をしながら、急がないで、しかし、余り長くないという基本的なものを押さえながら進めていくべきかなというふうに思っております。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

しばらく休憩します。再開時間は追って連絡いたします。

午前11時37分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま住民福祉課長並びに商工振興課長から補足説明がありますので、許します。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（山口博道君）

午前中にありました石峰議員さんからの認定こども園等の御質問に対する回答を申し上げます。

まず、認定こども園の導入時期ですね、東幼稚園の認定こども園の導入時期でありますけれども、平成28年度からというふうに考えておられます。現在、東幼稚園の受け入れ人数なんですけれども、89名おります。来年度はこの認定こども園の導入によって、松葉保育園から31名ほど移行してくるということになりますので、120名の受け入れ人数に膨れ上がるということになって、その分、部屋数が不足するということから、現在、現クラブが利用しております空き教室を園のほうに戻してもらおうということになったわけでありまして。

そのようなことから、げんきクラブとしては別に施設を新築しなければならなくなったという状況でありますけれども、そのげんきクラブにつきましては、現在の利用者数は平均して40名前後ですね。40名程度。登録者数自体は80名ほどいるということですが、全部が一斉に来るということはなくて、行ったり、行かなかったりという子供がおりますので、平均すると大体40名ぐらいということでありまして。

それから、施設の規模、面積ですけれども、延べ床面積は183.77平米、建築面積は92.57平米で、2階建ての建物になります。この放課後児童健全育成事業の改正によりまして、学童保育において一つの支援の単位を構成する児童の数というものがおおむね40人以下とするということになりまして、今まで大体40名を上るような子供さんの利用でも受け入れはされておったわけですが、今後については、1階と2階で40名ずつ、二つの単位にするということでございます。

それから運営費でございますけれども、27年度の予算で申し上げますと、最大45名を見越しまして、642万6,000円ということになります。ですから、来年度以降、1階と2階、二つの単位でこの学童保育をされるということになると、当然予算的には最大40名、40名で予算を組むということになると思いますので、事業費はこの倍近くになるのかなというふうに思いますけれども、実績でそれは変わってくるかと思っております。

以上でございます。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

中尾議員の御質問の中で、中核人材育成の進みぐあいということで、私、本日、募集について公報する旨、答弁しておりましたが、これは明日、あしたですね。県政記者室でプレスリリースをするということで、1日ちょっと早まって言ったようでございます。訂正してお

わびいたします。

○議長（川田保則君）

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号 平成27年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

お諮りします。ただいま古川千秋議員ほか3人から、議案第40号 平成27年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号 平成27年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第40号

○議長（川田保則君）

追加日程第1. 議案第40号 平成27年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

古川議員。

○4番（古川千秋君）

発議第3号

平成27年6月15日

波佐見町議会

議長 川田保則様

提出者 波佐見町議会議員 古川千秋

賛成者 波佐見町議会議員 今井泰照

賛成者 波佐見町議会議員 藤川法男

賛成者 波佐見町議会議員 石峰実

議案第40号 平成27年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議について

標記について、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

提案理由

今後の波佐見町歴史文化交流館（仮称）の計画を円滑に進めるため。

2枚目をお願いします。

議案第40号 平成27年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議案。

平成27年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）中、歳出予算にかかわる波佐見町歴史文化交流館（仮称）の整備基本構想策定業務委託料については、当該施設の必要性など十分町民に認識されていない現状に鑑み、開かれた町政のもと、事業の必要性や施設の維持管理運営等について説明責任を果たし、基本構想及び建設計画に当たっては、専門的な知識人のほか、建設が予定される地域住民及び郷自治会などの意見、要望など、可能な限り計画に反映させるとともに、民間企業の参入等も図り、事業執行されることを求めるものである。

今回計画が進められる歴史文化交流館が将来にわたって大きな負担とならないよう、引き続き財政の健全化と自主財源の確保等に努められるよう要望するものである。

以上、決議する。

平成27年6月15日

波佐見町議会

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 平成27年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第40号 平成27年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました議案第40号 平成27年度波佐見町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議について、字句等の整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。

したがって、字句等の整理を要するのについては議長に委任することに決定しました。

日程第2 議案第41号

○議長（川田保則君）

日程第2. 議案第41号 平成27年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

議案第41号 平成27年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,160万5,000円とするものでございます。今回の補正予算は、歳入につきましては、主なものは療養給付費交付金の増額で、歳出につきましては、主なものは退職被保険者等療養費及びあんま、はり、きゅう施術費の増額と予備費の減額でございます。

それでは、6ページをお願いします。

歳入でございますが、4款、1項、1目、療養給付費交付金を52万円増額し、8,637万7,000円とするものです。これは退職被保険者等療養費の増額に伴うものでございます。

次ページをお願いします。

5款、1項、1目、前期高齢者交付金から11万5,000円を減額し、3億6,452万7,000円とするものでございます。これは現年度概算交付の減額交付決定によるものでございます。

8ページをお願いします。

歳出でございますが、2款、保険給付費、1項、4目、退職被保険者等療養費については、給付見込み額の増加により52万円を増加し、72万円とするものでございます。

続きまして、次ページの3款、1項、1目、後期高齢者支援金を33万4,000円増額し、2億454万円とするものでございます。これは後期高齢者支援金の納付額決定に伴うものでございます。

11ページをお願いします。

8款、保健事業費、1項、2目、あんま、はり、きゅう施術費を50万円増加し、54万円とするものでございます。これは施術費補助金の増加に伴うものでございます。今まで1医院であったものが、今年3月に指定増加により2医院となったために給付費が増加し、今回の補正となったものでございます。

12ページをお願いします。

12款、予備費、1項、1目から98万円を減額し、581万円とするものでございます。

以上で、平成27年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わ

ります。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号 平成27年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第42号

○議長（川田保則君）

日程第3. 議案第42号 平成27年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

議案第42号 平成27年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

27年度波佐見町の町営工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）は次の定めるところによります。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,996万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,556万5,000円とするものでございます。

あけていただきまして、6ページでございます。

歳入につきまして、繰越金でございますが、26年度の1号補正によって土地売却収入を上げておりましたが、これに伴いまして繰越金がある程度見込めますので、この繰越金につきまして1億4,996万5,000円の補正を行い、補正後を1億4,995万6,000円といたしております。失礼しました。1億4,996万6,000円としております。

歳出でございます。7ページ。

歳出の公債費、3款、1項、1目。元金でございますが、この繰越金を財源といたしまして、残っております地域開発債、要するに工業団地整備事業債につきまして繰上償還を行い、後年度の負担を軽減しようとするものでございます。元金の補正で、補正額を1億4,996万5,000円、補正後2億1,253万9,000円とするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号 平成27年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第43号

○議長（川田保則君）

日程第4. 議案第43号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、内容説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（岳邊忠彦君）

失礼します。議案第43号 専決処分の承認を求めることにつきまして、波佐見町税条例の一部改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、これを報告し、承認を求めます。

平成27年6月10日提出。波佐見町長、一瀬政太。

次ページをおあけください。

専決第1号 専決処分書。

波佐見町税条例の一部を別紙のとおり専決処分する。平成27年3月31日、波佐見町長、一瀬政太。

専決理由。平成27年3月31日付で地方税法の一部が改正施行された。平成24年4月1日から施行されるため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものであります。

お手元のほうに改正の概要ということで2枚ほど差し上げております。これを読み上げて提案にかえさせていただきたいと思っております。

平成27年波佐見町税条例一部改正。

改正の概要。

1、改正事項。

①軽自動車税について。

(1) 燃費性能に応じたグリーン化特例を導入。電気自動車及び天然ガス自動車、平成21年排出ガス規制に適用し、平成21年度排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないものに対しましては、税率をおおむね100分の75軽減、結局4分の3が軽減になります。平成17年排出ガス規制に適合し、かつ平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないもののうち、乗用のものについて、平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性のよいものについて、貨物用のものについて、平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能がよいものについては、税率をおおむね100分の50、2分の1課税ということになります。平成17年排出ガス規制に適合し、かつ平成17年排出ガス基準より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち、乗用のものについては、平成32年度燃費基準値を満たすもの（上記を除く）について、貨物用のものについて、平成27年度燃費基準より15%以上燃費性能がよ

いものにつきましては、税率をおおむね100分の25、4分の1の軽減ということですね。

(2) 平成27年度以降の年度分について適用することとされている原動機自転車及び二輪車に係る税率について、適用開始年を1年度延長、昨年、27年度から行うということになっておりましたけれども、国会のほうで審議され、平成28年度以降の年度分について適用ということに変更になっております。

②個人町民税について。

(1) ふるさと納税の現行の特例控除額の上限を所得割の1割から2割に引き上げるほか、ふるさと納税ワンストップ特例を創設。

どうということかと申しますと、確定申告を行わない給与所得者等は、個人住民税課税市町村に対するふるさと納税の控除申告書を給付先団体が本人にかわって行うことを要請できる仕組みを創設しました。おおむね給付先を5団体までとなっております。

③固定資産税について。

(1) 土地の負担調整措置について、現行の仕組みを3年間延長し、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告の対象となった特定空き家等に係る土地を固定資産税の住宅用地特例の対象から排除する。6分の1、3分の1という控除がありましたけれども、それを廃止するということですね。

(2) 特例措置法、事業所内保育所保育事業（6人以上）の用に供する固定資産税について非課税とする措置。家庭的保育事業、住居訪問型保育事業、または事業所内保育事業（5から1人）の用に直接要する家屋及び償却資産にかかる固定資産税について、課税標準額を価格の2分の1とする措置。サービスつき高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置について、税額を最初の5年間、3分の2を参酌して2分の1以上、6分の5以下の範囲において市町村の条例で定める割合を減額する措置。

④町たばこ税につきまして。

(1) 旧3級品、わかばやエコーの特例税率を段階的に廃止、現行1,000本当たり2,495円が、平成28年4月1日で2,925円、平成29年4月1日で3,355円、平成30年4月1日で4,000円、平成31年4月1日で5,262円ということで、段階的に廃止という形になりました。

⑤個人住民税に係る還付加算金の起算日の見直しにつきまして。

個人住民税等について、所得税の還付申請等に起因して個人住民税等が可能となった場合、還付加算金の起算日について所得税が可能となった場合、おおむね一致させる見直しです。

現行、納付、または納付があった日の翌日とありますけれども、それを改正は、所得税の還付申請がなされた日の翌日から起算して一月を経過した日の翌日となっております。なお、法律の施行に伴い、文中の文言を一部修正など、行っております。

以上、よろしく御審議くださいますよう、よろしく申し上げます。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第43号は原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第44号

○議長（川田保則君）

日程第5．議案第44号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、内容説明を求めます。

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて。波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。

1 ページをあけて申し上げます。

専決第2号 専決処分書、波佐見町介護保険条例の一部を別紙のとおり専決処分する。

専決の理由。介護保険法施行令の一部を改正する政令が公布され、公布日から施行されることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものでございます。

次の別紙をお願いいたします。

波佐見町介護保険条例の一部を改正する条例。

波佐見町介護保険条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2、前項第1号に掲げる第1号被保険者について、保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成28年までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず2万7,500円とする。

附則。施行期日。1、この条例は公布日から施行する。経過措置。2、この条例による改正後の波佐見町介護保険条例第2条第2項の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。（「26年」と呼ぶ者あり）26年度分までの保険料については、なお従前の例による。今まで、3月の議会で提案しておりました第1段階の保険料率は3万600円でした。これは基準額の50%で、今回の介護保険法施行令の改正により、基準額の45%となったことで、金額を3万600円から2万7,500円に減額をしたものでございます。

以上で、介護保険条例の一部を改正する条例について説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

今、課長、別紙の第2項を27年度から28年度と読まれたと思うんですけど、そこをちょっと訂正されたほうがいいんじゃないかと思いますが。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

済みません。第2項のところで、保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年までの各年度に係る保険料率でございます。訂正をいたします。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第44号は原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第45号

○議長（川田保則君）

日程第6. 議案第45号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、内容説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

それでは、議案第45号 専決第3号について御説明申し上げます。

平成26年度波佐見町の一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成26年度波佐見町の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億9,200万円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正でございます。繰越明許費の変更は第2表繰越明許費補正によるものでございます。

第3条、債務負担行為の制度でございます。債務負担行為の変更は第3表債務負担行為補正によるものでございます。

第4条、地方債の補正でございます。地方債の追加、変更及び廃止は第4表地方債補正によるものでございます。

今回のこの専決補正については、歳入においては、年度末における国・県の補助金、交付金の確定、町税においては法人税の申告による実績と、競売による滞納繰越分の収入実績見込みによる所要額を計上をしております。また、歳出は、補助事業においては実績額による補正、単独事業においては執行残の整理を行っております。

なお、町民税の伸び、地方交付税の交付決定の伸び、執行残の整理に伴う余剰金1億700万円については、庁舎建設基金、減債基金、ふるさと創生基金に積み立てることにいたしております。積み立てております。

6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正でございます。変更の主なものにつきましては、4項、都市計画費、西ノ原土地区画整理事業に係るもので、年度内に執行できなかつたものがありましたので、その分について700万円を増額し、3,711万5,000円に変更しております。

7ページ、次のページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為の補正でございますけれども、27年度の1号補正のほうで説明をいたしましたけれども、これにつきましては、中央小学校と南小学校のスクールバスの運行業務の委託料の変更に伴って変更をしているものでございます。

9ページをお願いいたします。

9ページは第3表、地方債の補正でございます。

1、追加としまして、旧公会堂耐震補強修復事業について、起債の同意が得られましたので、限度額1,160万円を追加するものでございます。

変更としまして3件ございますけれども、いずれも事業費の確定により減額を行っております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございません。

下の表、3、廃止につきましては2件ございまして、対象事業がなかったことから廃止するものでございます。

めくっていただいて、12ページをお願いいたします。

歳入になりますけれども、この後、主なものについてのみ説明をさせていただきますけれども

も、この町税については税務課長のほうから説明をしていただきたいと思います。

○議長（川田保則君）

税務課長。

○税務課長（岳邊忠彦君）

収入ですね。1款、1項、1目。個人課税ですね。補正の額としましては280万円、現年250万円、過年、繰り越しが30万円。どちらも収入見込みよりも徴収が伸びまして、見込みとして98.5%としておりますけれども、99.28、99%に伸びております。法人税につきましては1,700万円増ですね。現年分ですけれども。これは先ほど財政課長のほうからも説明がありましたように、3月末の申告ということで、大規模な法人がプラスということで、1,700万円増加しております。これも当初の予算では98.5%としておりますけれども、99.51%伸びております。

続きまして、1款、2項、1目。固定資産税ですね。固定資産税、現年につきましては100万円、これも徴収見込みよりも上のぼったということで上げております。滞納繰り越しにつきましては、3月末ぎりぎりに大きな滞納の関係で収入が上がりまして、1,353万円ということで補正を上げさせてもらっております。

以上でございます。

○議長（川田保則君）

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

16ページをごらんいただきたいと思います。

地方譲与税、地方揮発油譲与税につきましては、最終の交付決定により、交付額が1,511万7,000円となりましたので、128万3,000円の減額を行っております。

次のページ、17ページですが、自動車重量税譲与税でございまして、これも交付決定により交付額が3,537万2,000円となりましたので、442万8,000円の減額を行っております。

めくっていただいて、19ページをお願いいたします。

配当割交付金につきましては、これも交付決定により交付額が659万4,000円となりましたので、379万4,000円の増額を行っております。

20ページをお願いいたします。

株式等譲渡所得割交付金につきましても同様に交付額が決定されまして366万5,000円とな

りましたので、316万5,000円の増額を行っております。

次のページをお願いします。

地方消費税交付金につきましては、交付決定により交付額が1億6,087万5,000円となりましたので、362万5,000円の減額を行っているところでございます。

23ページをお願いいたします。

地方交付税の補正につきましては、交付決定により普通交付税が236万7,000円の増、特別交付税が1,626万9,000円の増額となっております、地方交付税の補正後は19億494万4,000円となります。

めくっていただいて、30ページまでお願いいたしたいと思います。

国庫補助金ですね。1目。民生費国庫補助金につきましては、実績により460万9,000円の減額を行っております。

それから、37ページのほうでお願いします。

寄附金ですが、商工費給付金でございます。競艇事業の協力給付金ですが、これも実績により増額を行っております。167万3,000円の増額を行い、3,667万3,000円ということになっております。

38ページです。

基金繰入金ですが、財政調整基金の繰入金につきましては2,000万円を減額しております。

41ページでございます。

町債の増減でございますけれども、第4表の地方債の補正で説明したとおりとなっておりますのでございます。

以上で、歳入についての説明を終わります。

42ページをお願いいたします。

歳出でございます。その次のページ、43ページのほうにございますけれども、財産管理費の中で積立金といたしまして、庁舎建設基金の積立金を3,000万円としております。これにより、庁舎建設基金の積立金の総額は3億5,000万円となります。

次のページをお願いいたします。

10目。減債基金費でございますけれども、これにつきましては2,400万円の増額を行っております。

11目。ふるさと創生基金につきましては5,300万円の増額を行っております。

16目．定住促進事業については、定住奨励金の実績によりまして325万円を減額しております。

私のほうからは以上ですが、あと、それぞれの担当課のほうから説明を申し上げますが、あと、主なものにつきまして説明を申し上げていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

57ページをお開きください。

57ページ、7款、1項、5目．企業誘致推進費でございますけれども、この中で19節、負担金、補助及び交付金につきましては、それぞれ企業誘致奨励金、それから中小企業支援事業費補助金につきましては、該当物件がなかったということで全て減額させていただいております。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほか、ありませんか。

建設課長。

○建設課長（吉田耕治君）

それでは、60ページをお願いします。

8款、2項、1目．道路橋梁総務費、これは道路台帳補正の委託業務としまして510万上げておりましたけれども不用額と、あるいは県道の移管のときに県からのデータをいただいたというようなことから、実績に基づきまして186万円の減というふうなこと。それから、2目の道路橋梁維持費でございますけれども、委託料の中に歩道橋詳細点検業務委託とございますけれども、これは西九州自動車道にかかる、またぐ橋ということで、4橋ございますけれども、これはNE XCO西日本に委託をいたしまして点検を行ったところでございます。これは執行残によるものでございまして、102万5,000円の減額というふうなことになっております。

それから、61ページの1目の河川総務費でございますけれども、予定しておりました河川、あるいは水路等の整備につきまして、3カ所を上げておりましたけれども、思ったよりも事

業費がかからなかったということで、不用額として217万9,000円の減額としておるところで
ございます。

次に、62ページですけれども、3目の土地区画整理事業でございます。

13節の委託料でございますけれども、委託料の中に4件の業務委託をしておりましたけれども、この中で不用額が生じたということで199万円の減額といたしております。

それから、63ページの住宅管理費でございます。

まず、11節、需用費でございますけれども、これは修繕費が約年間56件ございましたけれども、それ以外になかったということで不用額が生じたということで、120万円の減額ということ。それから、15節の工事請負費でございますけれども、住宅補修費、これは年間の要望等を聞きながらその補修を行っているところでございますけれども、思ったよりも維持的な工事がかからなかったということで493万と。

それから被災住宅補修費ということで、これは小石原住宅で火災が発生をいたしました。このときの見積もりに対する入札先が出ました関係で、これを合計して525万3,000円ですね。この部分を減額をいたしております。

それから、73ページになりますけれども、公共土木施設災害復旧事業ですけれども、これは該当する災害がなかったということで減額をいたしております。

以上です。

○議長（川田保則君）

教育次長。

○教育次長（平野英延君）

70ページ、10款、5項、2目、保健体育施設費の122万3,000円のところでございますが、グラウンドの改修を中心に行ってまいりましたけれども、ボールの飛散等を防止するために防球ネットを工事で行いましたが、その危険防止のための支柱にラバーをかぶせるとか、Aコートバックネット裏にセメント張りをしとったのですが、ベンチをはめるとか、そういったところをその工事とあわせて専決でさせていただきました。

○議長（川田保則君）

農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（朝長義之君）

54ページをお開きください。

6 款. 農林水産業費ですが、まず 3 目の農業振興費の中の13節. 委託料でございます。113万4,000円の減額、有害鳥獣捕獲対策委託料ですが、これはイノシシとかアライグマ、アナグマ等の捕獲の報奨金でございますが、実績によります減額でございます。実績としましては、イノシシが375頭、アライグマが31頭、アナグマが27頭という実績でございます。

それから、4 目の畜産業費でございます。14節. 使用料及び賃借料、4万7,000円の増でございますが、これは重機借り上げ料でございますが、1月に鳥インフルエンザが発生をしまして、このときのインターにありますプランターが移設をしたというときに、その移設に係る分の重機の借り上げ料でございます。

それから、5 目. 土地改良費の19節. 負担金、補助及び交付金の中で、一番下の小規模農林事業補助金、これは各40から80%の単独補助事業なんですけど、実績としましては19件の364万1,000円の実績でございます、今回30万円の減ということになっております。

それから、次のページ、55ページの12目. 担い手対策費でございます。30万円の減額でございますが、これにつきましては、認定農業者の資質の向上対策費ということで、担い手対策協議会へ補助金を出すものでございますが、最終的に30万の減ということで実績になっております。

それから、次のページをお開きください。56ページでございます。

農林水産業費、林業費、1 目. 林業振興費の中の19節、19万8,000円の減でございます。長崎森林づくり担い手対策事業補助金でございます。これは森林組合職員の福利厚生に当たる補助を、3 町で共同事業として町から補助を出している分の実績による減額でございます。

以上でございます。

○議長（川田保則君）

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

52ページをお願いいたします。

4 款、1 項、5 目. 環境衛生費、19節でございますけれども、浄化槽設置整備事業補助金695万4,000円の減額となっておりますけれども、当初40基を予定しておりましたけれども、実績により28基となったものでございます。専用住宅が25個、事務所1個、アパート1個の28基でございます。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑ありませんか。

太田議員。

○8番（太田一彦君）

13ページ、地方税のところの固定資産税のところ、2節のその滞納繰越分が、何か大きな滞納繰越分ということなんですけども、もう少し内容をお聞かせ願えればお聞きしたいと思います。

○議長（川田保則君）

税務課長。

○税務課長（岳邊忠彦君）

具体的にはちょっと言えないんですけども、基本的に建物を差し押さえたんですけども、たまたまといいますか、保証協会が抵当が入っていませんね。何で入っていなかったかといいますと未登記だったんですよ、その建物が。その建物をこちらのほうで登記をしまして、一番抵当がついた関係で、ちょっと大きな滞納額がいただけたと。これは裁判所に訴えられて、その後、保証協会が訴えられて、裁判所で競売があって、その落ちたうちのほとんどがうちのほうに入ってきたということで、今回たまたまこういう大きな金額が決定しております。

以上です。

○議長（川田保則君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第45号は原案のとおり承認されました。

しばらく休憩します。15時30分から再開します。

午後3時18分 休憩

午後3時30分 再開

○議長（川田保則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7～9 議案第46号～議案第48号

○議長（川田保則君）

日程第7. 議案第46号 専決処分の承認を求めることについてから日程第9. 議案第48号 専決処分の承認を求めることについてまでの3件を一括議題といたします。

本案について、内容説明を求めます。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

議案第46号 専決第4号 平成26年度波佐見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法179条第1項の規定により、次のとおり専決処分するものでございます。内容を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ246万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5,330万円とするものでございます。今回の補正予算は、歳入につきまして主なものは、療養給付費等負担金及び基金繰入金との増と保険料、国及び県財政調整交付金等の減額で、歳出につきまして主なものは、予備費の増と一般被保険者療養給付費、退職被保険者等療養給付費、一般被保険者高額療養費及び出産育児一時金等の減額でございます。

それでは、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款. 国民健康保険料、1項、1目. 一般被保険者国民健康保険料から515万8,000円を減額し、3億64万2,000円、2目. 退職被保険者等国民健康保険料から299万2,000円を減額し、2,220万8,000円とするものでございます。これは被保険者の減少によるものでございます。

次ページをお願いいたします。

3款. 国庫支出金、1項、1目. 療養給付費等負担金に1,041万8,000円を追加し、3億2,949万7,000円とするものです。これは平成26年度概算交付決定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

3款. 国庫支出金、2項、1目. 財政調整交付金から974万3,000円を減額し、1億6,803万7,000円とするものでございます。これは平成26年度交付決定によるものでございます。

次ページをお願いいたします。

4款、1項、1目. 療養給付費交付金に371万4,000円を追加し、7,830万9,000円とするものでございます。これは平成26年度退職被保険者療養給付費等の概算交付決定によるものでございます。

11ページをお願いいたします。

6款. 県支出金、2項、1目. 県財政調整交付金から990万5,000円を減額し、8,713万3,000円とするものでございます。これは平成26年度の交付決定によるものでございます。

12ページをお願いいたします。

9款. 繰入金、1項、1目. 基金繰入金に1,500万円を追加し、4,500万円とするものでございます。これは保険料及び県財政調整交付金に減額が生じたこと、次年度繰り越し財源を確保する必要があるために国民健康保険準備積立基金の取り崩しで補うものでございます。

次ページをお願いいたします。

9款. 繰入金、2項、1目. 一般会計繰入金から238万7,000円を減額し、8,714万1,000円とするものです。これは乳幼児医療に係る国庫負担金等の減額相当分を補填するために34万2,000円を追加し、事務費相当分及び出産育児一時期9名分相当分の272万9,000円を減額したものでございます。

15ページをお願いいたします。

11款. 諸支出金、4項、2目. 第三者納付金から105万4,000円を減額し、94万6,000円とするものです。これは当初見込んでおりました交通事故等による第三者納付金が減少したことによるものでございます。

20ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款. 総務費、5項、1目. 医療費適正化特別対策事業費から97万1,000円を減額し、220万8,000円とするものです。これは事業費の決算見込みに伴い減額を

したものでございます。

次ページをお願いします。

2款. 保険給付費、1項、1目. 一般被保険者療養給付費から1,871万4,000円を減額し、9億7,458万6,000円、2目. 退職被保険者等療養給付費から208万2,000円を減額し、5,661万8,000円とするものでございます。これは一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費の決算見込みに伴うものでございます。

22ページをお願いします。

2項、1目. 一般被保険者高額療養費から317万7,000円を減額し、1億3,682万3,000円とするものでございます。これは高額療養費の決算見込みに伴う減額でございます。

24ページをお願いいたします。

4項、1目. 出産育児一時金から378万円を減額し、462万5,000円とするものです。これは平成26年度出産育児一時金、11名分の確定によるものでございます。

26ページをお願いいたします。

8款. 保健事業費、1項、3目. 保健事業費から194万3,000円を減額し、177万5,000円とするものです。これは受診率向上対策事業等の決算見込みにより減額するものでございます。

次ページをお願いします。

2項、1目. 特定健康診査等事業費から382万5,000円を減額し、1,759万8,000円とするものでございます。これは平成26年度の特定健康診査受診者の見込み数の減少により特定健康診査委託料を減額するものでございます。

29ページをお願いいたします。

12款、1項、1目. 予備費に3,596万5,000円を追加し、4,351万円とするものです。歳入の基金繰入金で説明いたしましたとおり、平成27年度への繰り越し財源確保のため、予備費を4,000万程度に増額するものでございます。

続きまして、議案第47号 専決第5号 平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分するものでございます。

内容を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ194万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,796万8,000円とするもの

でございます。今回の補正予算は、歳入につきまして主なものは、後期高齢者医療保険料の増で、歳出につきまして主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の増でございます。

それでは、6ページをお願いいたします。

1款、1項、2目。普通徴収保険料に281万円を追加し、2,301万3,000円とするものでございます。これは平成26年度の精算見込みによる増でございます。

9ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款、1項、1目。後期高齢者医療広域連合納付金に203万6,000円を追加し、1億4,268万6,000円とするものです。これは歳入の後期高齢者医療保険料の増加により広域連合への納付金に不足が生じたため、今回増額するものでございます。

続きまして、議案第48号 専決第6号 平成26年度波佐見町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分するものでございます。

内容を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でございますけれども、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,390万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,470万8,000円とするものでございます。今回の補正予算は、歳入につきまして主なものは、介護給付費県負担金、介護給付費一般会計繰入金及び介護給付費準備基金繰入金の減で、支出につきまして主なものは、居宅介護サービス給付費、地域密着型サービス給付費及び施設介護サービス給付費の減と介護給付費準備基金積立金の増でございます。

6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、5款。県支出金、1項、1目。介護給付費県負担金から400万円を減額し、1億5,742万6,000円とするものです。これは県介護給付費負担金の平成26年度変更交付決定によるものでございます。

次ページお願いします。

6款。繰入金、1項、1目。介護給付費繰入金から690万円を減額し、1億3,885万円にするものでございます。これは介護給付費の平成26年度精算見込みによるものでございます。

4目。その他一般会計繰入金から100万円を減額し、1,292万7,000円とするものでございます。これは一般事務費及び介護認定事務費等の平成26年度精算見込みによるものでございます。

8ページをお願いいたします。

2項、1目。介護給付費準備基金繰入金から2,200万円を減額し、ゼロ円にするものです。介護給付費の平成26年度精算見込みにより、基金繰り入れが不用になったものでございます。

11ページをお願いいたします。

歳出でございますが、2款。保険給付費、1項、1目。居宅介護サービス給付費から1,700万円を減額し、5億760万4,000円、3目。地域密着型介護サービス給付費から350万円を減額し、1億8,750万円、5目。施設介護サービス給付費から2,850万円を減額し、2億3,950万円、8目。居宅介護住宅改修費から100万円を減額し、370万円とするものです。これは各種介護サービス給付費の精算見込みに伴い減額をしたものでございます。

12ページをお願いいたします。

2項、1目。介護予防サービス給付費から130万円を減額し、6,050万円、3目。地域密着型介護予防サービス給付費から100万円を減額し、50万円、6目。介護予防住宅改修費から80万円を減額し、320万円とするものです。これは介護予防サービス給付費の精算見込みに伴い減額を行ったものでございます。

17ページをお願いいたします。

6款。基金積立金、1項、1目。介護給付費準備基金積立金に2,200万円を追加し、2,207万8,000円とするものでございます。これは平成26年度歳計余剰金見込み額を基金に積み立て、次年度以降の介護給付費等の増高に対応するものでございます。

以上で、国民健康保険事業特別会計補正予算、後期高齢者医療特別会計補正予算と介護保険事業特別会計補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

藤川議員。

○6番（藤川法男君）

26年度の介護保険事業の分で、12ページで、2款、2項の1目の、3目、6目とありますけど、介護予防が介護に対して非常に重要であるということで説明をずっと聞いておりましたけど、これを見ますと、310万、合計ですね、しております、減っております、これは手続等が難しいのかですね。その重要性が、要望がなかったとかですね。例えばその介護予防の住宅改修費とか、やはりそういう方々の大きな介護につながらないようにということ

だったんでしょうけど、この辺の御説明をお願いいたします。

○議長（川田保則君）

健康推進課長。

○健康推進課長（河野政幸君）

介護予防サービス給付費につきましてでございますけども、当初のほうを、こちらのほうの見込み額自体を第5期の計画の見込み額から一応算出しております。平成25年度もそうだったんですけども、一応見込み額、第5期の見込み計画からすれば、大分、給付費関係をそんなに大幅に上回って推移をいたしませんでした。一番、第5期の、26年度が最後の年度だったんですけども、計画よりか、幾分割合を落としたところで当初予算の計上をやったわけなんですけども、最終的に介護予防、これは介護予防サービスだけじゃなくて、介護給付費全体の中でも見てとれるんですけども、給付費自体の実際利用をされた方、この1番、3番については利用された方が少なかったと、利用率が少なかったということで、これは減額をしております。

6目の住宅改修については、これは申請が少なかったということで、この申請についても、本人さんが申請されるというよりかは、改修をされた事業者の方がほとんど申請をされているので、特段本人さんが難しい書類を書くとかなんとかということはございません。改修をされて、それが的確なものであれば支出をやっているというところでございます。

○議長（川田保則君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

初めに、議案第46号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第46号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第47号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第47号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第48号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第48号は原案のとおり承認されました。

日程第10 議案第49号

○議長（川田保則君）

日程第10. 議案第49号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について内容説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

議案第49号 専決第7号について説明申し上げます。

平成26年度波佐見町の公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

内容を説明いたします。

歳入歳出予算の補正として、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ403万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,027万5,000円とするものでございます。また、地方債の補正として、第2条、地方債の変更は第2表地方債補正によるものでございます。今回は決算を見込んだ補正で、歳入では受益者負担金、下水道使用料及び手数料の増額と一般会計繰入金及び町債の減額であり、また歳出では建設費の減額が主な内容となっています。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございますが、限度額を変更するもので、公共下水道事業に係る起債の限度額を補正前の5,790万円を補正後は5,440万円と、350万円減額するものでございます。建設費の事業実績によるものでございます。

次に、歳入歳出補正予算の内容を事項別明細書により説明しますので、7ページをお願いいたします。

歳入最初の補正でございますが、1款、1項、1目の下水道負担金でございます。補正額133万円を増額し、補正後の金額を1,275万円とするもので、新築等に伴う受益者負担金等の一括納入等が増額によるものです。

8ページをお願いいたします。

2款、1項、1目の下水道使用料でございます。65万4,000円を増額し、補正後の金額を7,376万5,000円とするもので、下水道接続増による使用料の増によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

4款、1項、1目の一般会計繰入金でございます。補正額258万8,000円を減額し、補正後の予算額を1億7,350万円とするものでございます。今回の歳入歳出予算の計上による一般会計繰入金の減額によるものでございます。

11ページをお願いいたします。

7款、1項、1目の下水道事業債でございます。補正額350万円を減額し、補正後の予算を5,440万円とするもので、下水道工事の実績により、当初予定していました下水道事業債の借入れが減額となったことによるものです。

12ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款、1項、2目の管渠管理費でございます。補正額48万6,000円を減額し、補正後の予算額を722万6,000円とするものです。主に中継ポンプ場施設の修繕費が減額となったことによるものです。

13ページをお願いいたします。

2款、1項、1目、管渠建設費でございます。補正額を303万7,000円を減額し、補正後の予算額を1億2,566万9,000円とするものでございます。主なものとしまして、15節の工事請負費ですが、入札減等による215万8,000円の減額となっております。

14ページをお願いいたします。

3款、1項、2目。利子でございます。補正額50万2,000円を減額し、補正後の予算額を5,444万7,000円とするものです。下水道事業債などの利子の不用額を整理するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川田保則君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

百武議員。

○1番（百武辰美君）

7ページをお願いします。歳入の下水道負担金が133万増えております。これは多分、接続の家庭が予定より多かったという意味でございましょうが、ここ1年間で1,275万ということですが、ここ1年間で何件ぐらい増えたのか、わかれば教えていただきたい。

それと新築、今されているところは新築がどんどん建っていますが、新築が大体、大体で結構ですので、どの程度だったのかを教えていただければなと思います。

○議長（川田保則君）

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

実績でございますけれども、新築は、済みません、新築と分けておりません。5人槽が14基。下水道使用料か。済みません。ちょっと上がっております。

新築の数ですけども、増えたのが7件、15万ですね。15万円の7件で105万円になっております。そして、1年間でどのくらい新築があったかといいますのは、済みません、現在、資料がございませんので、ちょっとわかりません。

○議長（川田保則君）

藤川議員、いいですか。

今のは、後をもって報告します。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

じゃあ、後ほど報告します。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（川田保則君）

挙手全員であります。したがって、議案第49号は原案のとおり承認されました。

日程第11～12 報告第1号～報告第2号

○議長（川田保則君）

日程第11. 報告第1号 平成26年度波佐見町一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書及び、
日程第12. 報告第2号 平成26年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計歳出予算繰越明許
費繰越計算書までの2件を一括議題とします。

本案について順次報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（楠本和弘君）

それでは、報告第1号 平成26年度波佐見町一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書につ
いて御説明を申し上げます。

表をごらんいただきたいと思います。左のほうから、款項、事業名、金額、翌年度繰越額
と、その財源内訳を記載しております。公会計の資産台帳整備業務の翌年度繰越額297万円
から体育センター屋根塗装及び改修事業の繰越額2,135万2,000円までの12件、総額2億
4,000万円を繰り越すものであります。

以上、報告いたしたいと思っております。

○議長（川田保則君）

商工振興課長。

○商工振興課長（前川芳徳君）

報告第2号 平成26年度波佐見町営工業団地整備事業特別会計歳出予算繰越明許費繰越計
算書について御報告申し上げます。

特別会計によります款項の総務費、総務管理費、町営工業団地整備改修事業の中で、誘致が決まりました企業様の乗り入れのために歩道改修をするための工事費につきまして215万5,000円を繰り越すものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（川田保則君）

以上2件は報告事項でございますので、これで御了承願います。

水道課長。

○水道課長（堀池 浩君）

先ほど、百武議員の質問でございますけれども、昨年1年間で新築約30件となっております。

済みません、補正によるものが7件で、全体で30件ですね。それで、波佐見町全体では、済みません、どこにとじとったか。全体で85件、そのうち新築が30件ほどとなっております。

失礼いたしました。

日程第13 閉会中の継続調査申出について

○議長（川田保則君）

日程第13. 閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教委員長、産業厚生委員長、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定による申し出がっております。

お諮りします。お手元に配付しております、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川田保則君）

異議なしと認めます。

したがって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。次に、本定例会までに受理しました陳情書1件については、配付にとどめますので御了承願います。

これで本日の会議は全部終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

平成27年第2回波佐見町議会定例会を閉会します。

午後4時5分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員